### 緑区白山四丁目の宅地造成等規制法違反の代執行工事終了について

平成26年10月6日の台風18号の大雨に伴う、緑区白山の崖崩れにつきましては、土地所有者である違反者に対し、同年10月10日に是正措置命令を発令しましたが、命令が履行されませんでした。

崖が崩れた状態のままにして置くことは、豪雨の際に2次災害が発生する危険性があり、周辺への影響が著しく大きいと判断し、行政代執行工事に踏み切りました。

本年2月に工事に着手していましたが、このたび工事が終了し、斜面の安全性は確保されました。今後は、違反者である有限会社ツヅキ企画に対し費用徴収を行っていきます。

## 1 代執行の経緯

(1)違反の概要

・土地所有者兼造成主:有限会社ツヅキ企画 取締役 手塚 博仁

・造成工事の概要: 盛土の面積 約1,182m<sup>2</sup>、崖の高さ 最大約19m

・ 違 反 条 項:宅地造成等規制法第8条(宅地造成に関する工事の許可)

宅地造成等規制法第9条(宅地造成に関する工事の技術的基準等)

#### (2) 主な経過

| -/ <del></del> |             |                             |
|----------------|-------------|-----------------------------|
|                | 平成26年10月 6日 | 崖崩れ発生                       |
|                | 10月10日      | 是正措置命令を発令(宅地造成等規制法第14条第3項)  |
|                |             | (期限 平成 26 年 11 月 30 日)      |
|                | 12月17日      | 行政代執行法に基づく戒告(期限 平成27年1月31日) |
|                | 平成27年 2月 3日 | 代執行令書を交付                    |
|                | 2月 9日       | 代執行工事に着手                    |
|                | 6月16日       | 宅地造成等規制法違反(命令違反)で神奈川県警察に告発  |
|                | 8月17日       | 代執行工事の終了                    |

## 2 代執行工事の概要

崩れた土砂の搬出、斜面保護のための法枠設置、及び、U字溝などの排水施設の設置が主な内容です。

・工事箇所:横浜市緑区白山四丁目1234番の1

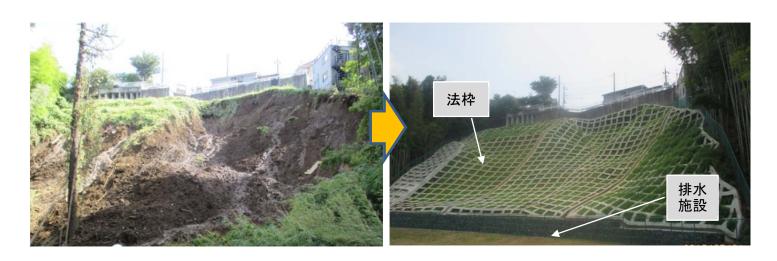
・工事施工者:「行政代執行に伴う緊急措置工事に関する協定」に基づき、一般社団法人横浜建設

業協会から推薦を受けた、緑区内の土志田建設株式会社を選定

・工 期:平成27年2月9日 ~ 平成27年8月17日

(斜面の保護工事など主要な工事は、7月31日に終了)

· 工 事 費:約2億9千万円



崖崩れ直後:平成26年10月7日撮影

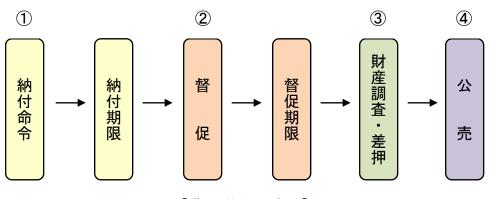
主要な工事終了:平成27年7月31日撮影

# 3 今後の費用徴収について

工事施工者への支払い終了後、要した費用について、国税滞納処分の例により、違反者で ある有限会社ツヅキ企画に対し請求し徴収していきます。(根拠法令:行政代執行法第6条)

#### く今後の流れ>

- ①違反者に対し納付命令を発令
- ②納付期限が来ても納付されない場合、**督促状を発付**
- ③督促状を発付しても納付されない場合、**財産調査、差押えを実施**
- ④差押えた財産について、**公売**などにより費用を徴収



【費用徴収の流れ】